

富津市地域公共交通確保維持改善計画（案）について

竹岡地区において実施している交通空白地有償運送について、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用するため、補助金交付要綱第8条の規定に基づき、生活交通確保維持改善計画を策定する。

【参考】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 拠粹
(定義等)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（第3条第2項を除き、以下「協議会」という）又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。
- 二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持するために地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第5条第1項に規定する地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画及び離島航空路確保維持計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。

(地域公共交通計画の認定の申請)

第8条 活性化法法定協議会は、本節の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、当該活性化法定協議会の議論を経て策定された、前条第1項各号に掲げる事項を記載した地域公共交通計画に、同条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請するものとする。

地域公共交通確保維持事業 陸上交通

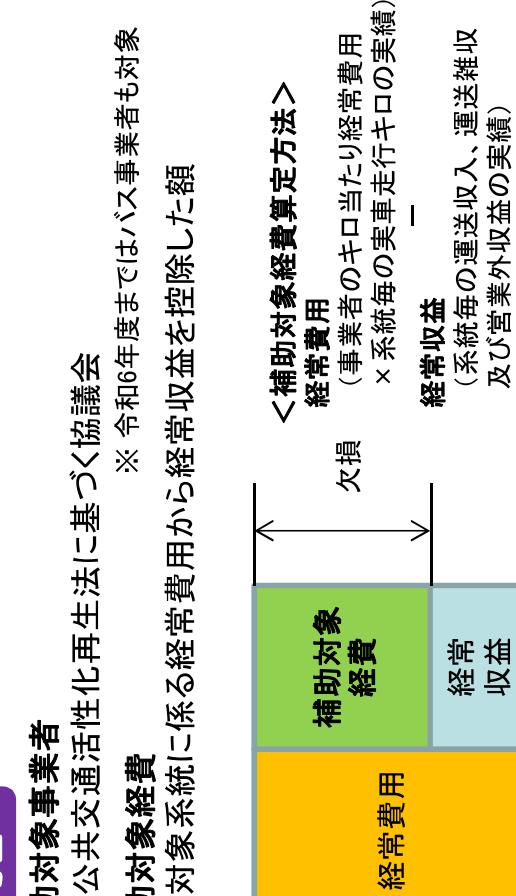
補助対象事業 地域内フィーダー系統補助



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象事業に係る経常費用から経常収益を控除した額

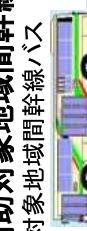


○ 補助率 $1/2$

- 主な補助要件
都道府県または市町村が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、
 - ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者(※)、自家用有償旅客運送者による運行であること
 - (※)過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行つていた地域であることを認めた地域が無いと地方運輸局長が認めた地域である。
- ・補助対象地域間幹線バス系統を補完するものであること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
- ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
- ・乗車人員が2人／1回以上であること
(路線不定期運行、区域運行及び乗用タクシーによる運行を除く。)
- ・経常赤字であること

補助対象系統のイメージ

(1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続



補助対象地域間幹線バス

接続

フィーダー系統(路線運行)



フィーダー系統(区域運行)・乗用タクシー

接続

〔政令市等が関わる場合〕
補助対象地域間幹線バス

政令市等以外の市町村

接続

フィーダー系統

政令市等以外の市町村

接続

フィーダー系統(区域運行)・乗用タクシー

(2) 交通不便地域



①過疎地域等
②交通不便地域として地方運輸局長が指定する地域

フィーダー系統(路線運行)

フィーダー系統(区域運行)・乗用タクシー

①過疎地域等
②交通不便地域として地方運輸局長が指定する地域

フィーダー系統(区域運行)・乗用タクシー

* 地域間交通ネットワーク: 黒字路線、鉄軌道(JR、大手民鉄等)も含まれるが、地域間幹線バスは、幹線性(複数市町村間、運行頻度)が必要
* 乗用タクシーによる運行は、過去に路線バス等による運行を行つていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めたものであること。
※ 専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外

様式第1－1（日本産業規格A列4番）

富企第号
令和4年6月23日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 富津市地域公共交通会議
住 所 千葉県富津市下飯野 2443 番地
代表者 氏名 主宰者 富津市副市長 小泉 義行

生活交通確保維持改善計画認定申請書

生活交通確保維持改善計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和4年6月23日

(名称) 富津市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称						
富津市生活交通確保維持改善計画 (地域内フィーダー系統確保維持計画)						
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性						
<p>富津市においては、市外へ通じる幹線交通である鉄道や地域間幹線を運行する路線バスを軸に、市域内に広範に廃止代替バスにより構成される公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、商業施設や医療機関が集中している富津市北部や市から北に位置する木更津市の総合病院及び君津市の大規模な商店等が当市民の日常生活機能を担う中で、幹線交通が君津市等に向かう唯一の手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。</p> <p>また、この幹線交通に通じる廃止代替バスが支線の役割を果たしている。しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生し、一部地域では、幹線交通と廃止代替バスの乗り継ぎが不十分であったり、幹線道路から離れている集落については、そもそも交通手段が確保されていなかつたり、住民に不便を強いている状況にある。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、既存の交通機関で移動手段の確保が困難な地域について、竹岡地区の自家用有償運送により移動手段を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>						
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果						
<p>(1) 事業の目標</p> <p>竹岡地区交通空白地有償運送の利用者数</p> <table><tbody><tr><td>令和 4 年度 (R3. 10. 1～R4. 9. 30)</td><td>700 人</td></tr><tr><td>令和 5 年度 (R4. 10. 1～R5. 9. 30)</td><td>700 人</td></tr><tr><td>令和 6 年度 (R5. 10. 1～R6. 9. 30)</td><td>700 人</td></tr></tbody></table> <p>※目標設定の根拠…補助対象要件のひとつである「1回あたりの輸送人数2人」に計画運行回数を乗じた人数で設定</p> <p>※参考…令和3年度 (R2. 10. 1～R3. 9. 30) 利用者数 532 人 (目標人数 700 人)</p> <p>(富津市地域公共交通計画 P 56、63～66)</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>交通空白地有償運送により、幹線道路から遠隔地に居住する竹岡集落の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。</p>	令和 4 年度 (R3. 10. 1～R4. 9. 30)	700 人	令和 5 年度 (R4. 10. 1～R5. 9. 30)	700 人	令和 6 年度 (R5. 10. 1～R6. 9. 30)	700 人
令和 4 年度 (R3. 10. 1～R4. 9. 30)	700 人					
令和 5 年度 (R4. 10. 1～R5. 9. 30)	700 人					
令和 6 年度 (R5. 10. 1～R6. 9. 30)	700 人					
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体						
<ul style="list-style-type: none">・鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内配布 (富津市)・地域住民と各自治会での勉強会を定期的に行い実績に応じて利用促進策を検討する。(富津市)・沿線の地域公共交通に関する定期的な情報提供を行う。(富津市) <p>(富津市地域公共交通計画 P 63～71)</p>						

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
富津市から交通空白地有償運送登録者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
NPO法人わだち
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

令和3年6月24日 地域公共交通確保維持改善計画について会議（書面開催）に諮り、認定申請（令和4年度）に係る協議が調った。

令和4年1月26日 地域公共交通確保維持改善計画について会議（書面開催）に諮り、令和4年度事業評価に係る協議が調った。

令和4年6月23日 地域公共交通確保維持改善計画について会議に諮り、認定申請（令和5年度）に係る協議が調った。

21. 利用者等の意見の反映状況

運行事業者は、地域の高齢者福祉事業を実施するNPO法人で、交通空白地有償運送の実証運行前から福祉有償運送を実施してきた。

しかし、福祉有償運送では、障がい者、要介護認定者等に利用者が限られることから、要介護認定に至らない高齢者等から移動サービスの提供について相談を受けているなど、地域の声を受けて実施するものである。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	千葉県総合企画部交通計画課
関係市区町村	富津市副市長、君津市企画課
交通事業者・交通施設管理者等	日東交通株式会社 千葉県タクシー協会理事兼南房支部 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社君津駅 東京湾フェリー株式会社 一般社団法人千葉県バス協会 日東交通労働組合富津支部 千葉県君津土木事務所調整課 千葉県富津警察署交通課
地方運輸局	関東運輸局千葉運輸支局
その他協議会が必要と認める者	日本大学理学部交通システム工学科教授（学識経験者） 富津、大佐和、天羽地区区長会長（住民代表） N P O 法人わだち（自家用有償旅客運送事業者）

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県富津市下飯野 2443 番地
(所 属) 富津市総務部企画課公共交通係
(氏 名) 平野 裕理
(電 話) 0439-80-1229
(e-mail) mb007@city.futtsu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります。）

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名 (申請番号)	運行系統			利便増進特例措置			運送継続特例措置			運行態様の別			地域内フィーダー系統の基準適合 (別表9・別表10)		
		起点	経由地	終点	計画運行日数	計画運行回数	便	利便増進特例措置	便	利便増進特例措置	運行	運行	運行	運行	運行	運行
富津市	NPO法人わいち	(1) 竹岡地区交通空白地有償運送	天羽同組合センター協議会	上総湊駅	往17.0km 復17.0km	98日	343回	往	往	往	路線定期運行	②(1)	②(1)	市内の基幹交通であるJR内房線上総湊駅に乗り入れることによる地域間支線ネットワークと接続する	市内の基幹交通であるJR内房線上総湊駅に乗り入れることによる地域間支線ネットワークと接続する要件(別表7の9)	該当する要件(別表7の9)
		(2)						往	往	往						
		(3)						往	往	往						
		(4)						往	往	往						
		(5)						往	往	往						
								往	往	往						

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に當業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
- 「運行態様の別」については、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、當業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	富津市
-------	-----

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	42,382

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
42,382	市全域	半島振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
富津市地域公共交通網形成計画	平成30年3月22日	—

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)



往復3.5便

ぶどうバス わたち 時刻表

【上り】湊地区 行き

	主な乗り場・降り場	1便	2便	5便
①	新生地区(天羽漁業協同組合 漁業センター等)※	8:20	9:30	13:30
②	竹岡 コミニティセンター	8:25	9:35	13:35
③	山入橋・大釜戸地区	8:28	9:38	13:38
④	閑山 地区	8:30	9:40	13:40
⑤	上白狐・下白狐地区	8:33	9:43	13:43
⑥	仲村 地区	8:35	9:45	13:45
⑦	森 戸地区	8:38	9:48	13:48
⑧	三+郎商店	8:40	9:50	13:50
⑨	天羽マリーンヒル	8:43	9:53	13:53
⑩	十宮	8:47	9:57	13:57
⑪	吉田屋 湊店(着)	8:50	10:00	14:00
⑫	天羽診療所	8:53	10:03	14:08
⑬	原田内科小児科医院(着)	8:58	10:08	14:13
⑭	上総湊駅(着)	9:00	10:10	14:20
⑮	上総湊駅(発)	9:03		
⑯	上総湊駅前(バス停)	9:05		
⑰	コメリ	9:09		
⑱	富津浅間山バスストップ	9:10		

火・金曜日の週2日運行

【下り】竹岡・新生地区 行き

	主な乗り場・降り場	3便	4便	6便	7便
富津浅間山バスストップ	10:20	▼	▼	▼	16:40
コメリ	10:21	▼	▼	▼	16:41
上総湊駅前(バス停)	10:25	▼	▼	▼	16:45
上総湊駅(着)	10:27	▼	▼	▼	16:47
上総湊駅(発)	10:30	11:30	14:30	16:50	
原田内科小児科医院(着)	10:32	11:32	14:32	16:52	
原田内科小児科医院(発)	10:32	11:42	14:42	16:52	
天羽診療所	10:37	11:47	14:47	16:57	
吉田屋 湊店(着)	10:40	11:50	14:50	17:00	
吉田屋 湊店(発)	10:40	12:00	15:00	17:00	
十郎商店	10:43	12:03	15:03	17:03	
天羽マリーンヒル	10:46	12:06	15:06	17:06	
三+郎商店	10:50	12:10	15:10	17:10	
森戸地区	10:52	12:12	15:12	17:12	
仲村地区	10:55	12:15	15:15	17:15	
上白狐・下白狐地区	10:57	12:17	15:17	17:17	
閑山地区	11:00	12:20	15:20	17:20	
山入橋・大釜戸地区	11:03	12:23	15:23	17:23	
竹岡コミュニティセンター	11:05	12:25	15:25	17:25	
新生地区(天羽漁業協同組合 漁業センター等)※	11:10	12:30	15:30	17:30	

※予約が必要な便について(グレーの部分)
・①新生地区(天羽漁業協同組合漁業センター等)及び④～⑦上総湊駅～富津浅間山バスストップ間は予約が必要です。
・下り第6、7便は予約があつたときのみ運行します。